

公募による樹木伐採！

～自ら伐採し、無償で持ち帰りしたい方を募集します～

徳島河川国道事務所では、昨年度に引き続き、吉野川の河道内に自生しているヤナギ等を伐採していただく方を、一般公募により募集します。

応募者は、指定された区画内の樹木を全て自ら伐採し、持ち帰ることができます。

吉野川の河道内に自生する樹木は、洪水時の流れの支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり洪水をせき上げるなど治水上支障となっており、また、河川巡視の際の視野も遮られ、河川管理上の支障になったり、ゴミの不法投棄の温床となっています。このため、河川管理者自ら適宜伐採・処分しているところです。

そこで、樹木を薪などとして有効活用していただくとともに、伐採・処分費用の経費削減を目的に、公募による河道内の樹木伐採を実施致します。

- 応募受付期間：平成24年9月25日（火）から平成24年11月9日（金）（消印有効）
- 伐採作業時期：平成24年12月1日～平成24年12月25日
- 伐採箇所：上板町高瀬地先【全10区画】（裏面参照）
- 伐採量：1区画（約400～600㎡）の全ての樹木（ヤナギ等）。
（1区画あたり高さ3～5m程度、胸高直径10～20cm程度、20～30本程度を予定）
- 申し込み方法：所定の申し込み用紙に必要事項を記載し提出。応募多数の場合は抽選。
（郵送、FAX、メール、HP、持参のいずれでも可）
- 詳細は徳島河川国道事務所のホームページにも掲載。
（<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/>）。
- 問合せ・申込先：四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川管理課
〒770-8554 徳島市上吉野町3丁目35番地
TEL（088）654-9266
FAX（088）654-9267

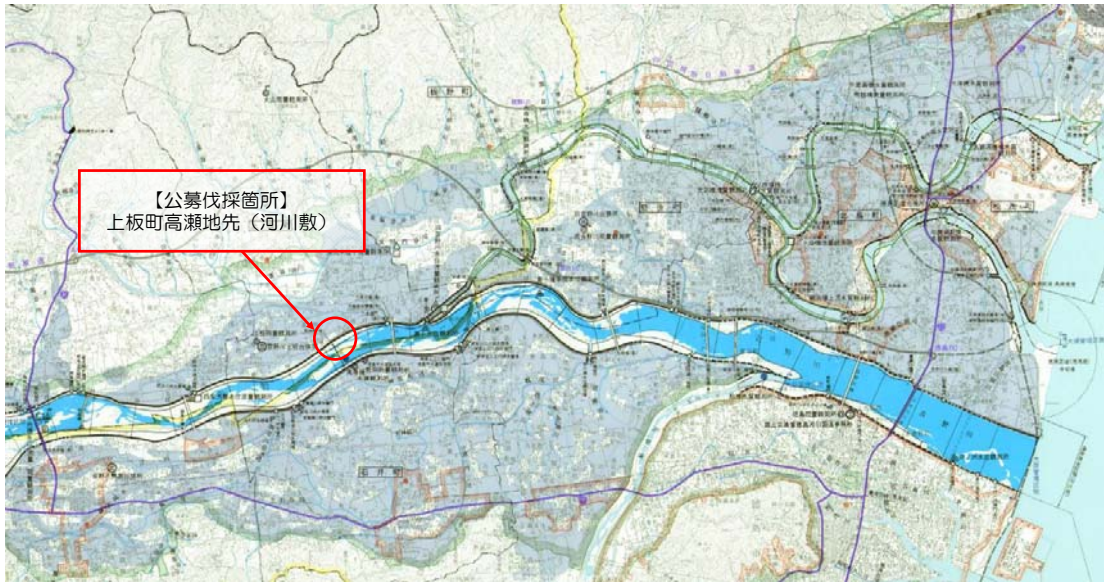
平成24年9月24日

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
TEL：088-654-2211（代表）副所長 武本 謹二 内線204
河川管理課長 ◎白石 隆 内線331

◎：主たる問い合わせ先

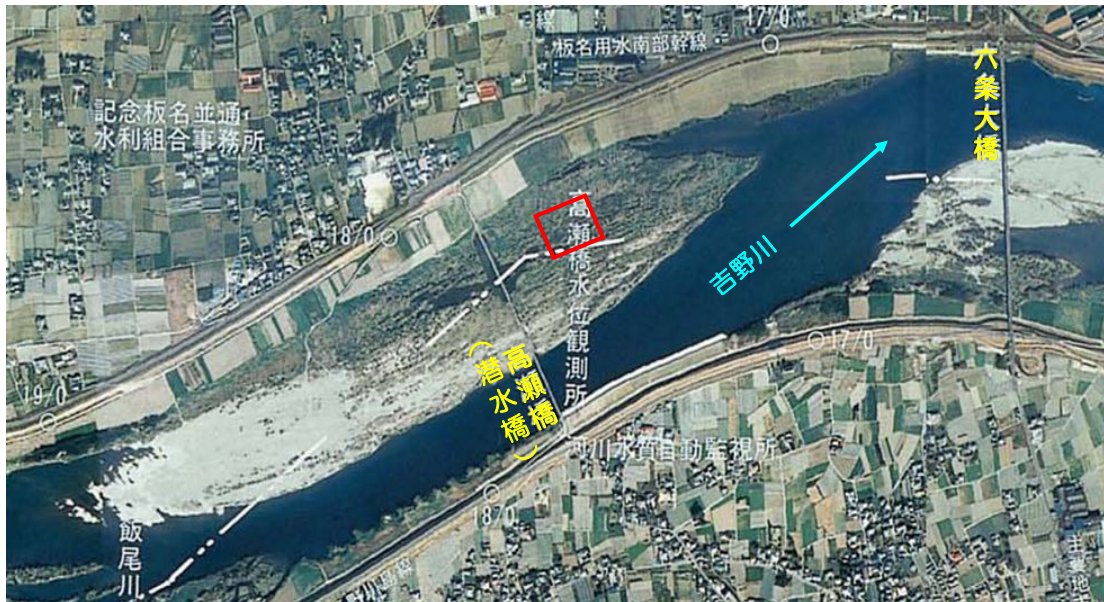
公募伐採箇所 位置図

■位置図

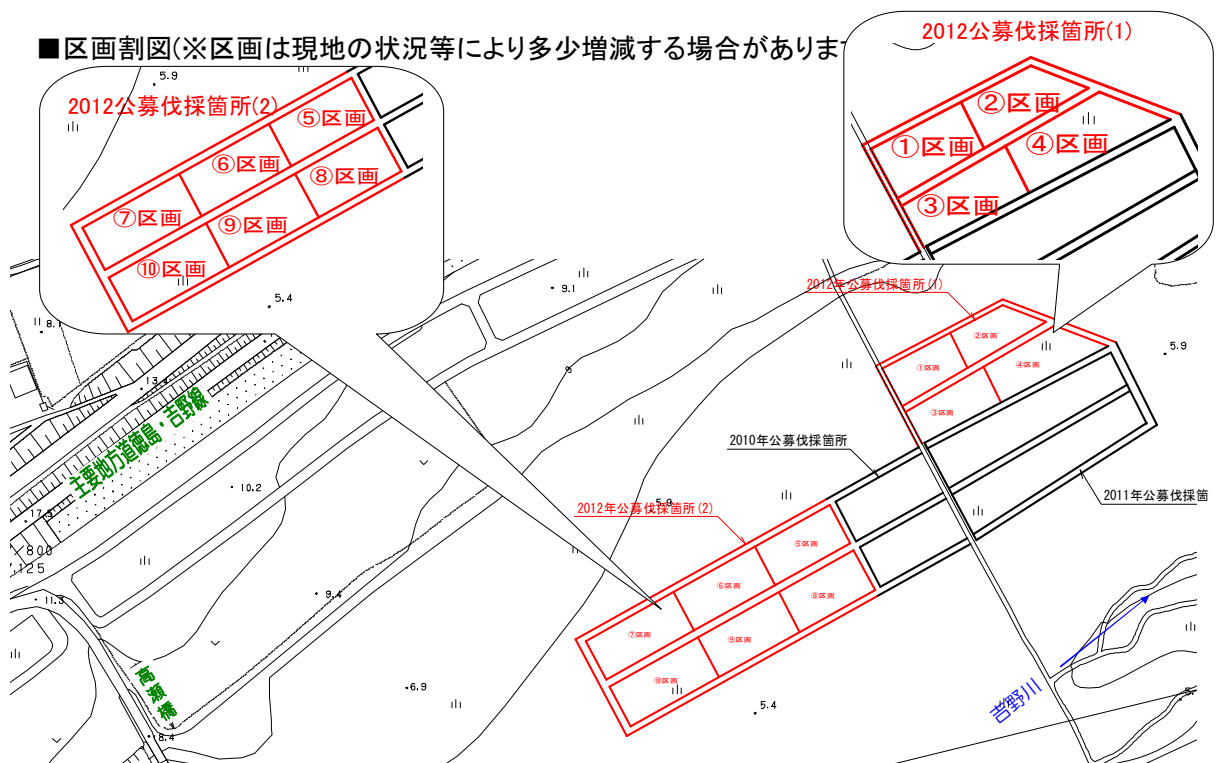


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したもの(平23情複、第684号)を一部転載したものである。

■詳細図



■区画割図(※区画は現地の状況等により多少増減する場合があります)



公募伐採箇所 状況写真（昨年度の状況）



伐採箇所の状況



枝葉の状況



入口（高瀬橋北詰）の状況



運搬ルート of 状況

公 募
吉野川の河道内樹木伐採の希望者を公募します。
(区画内の樹木を自ら伐採し、お持ち帰りいただきます。)

平成 24 年 9 月 24 日
徳島河川国道事務所長

1. 目的

河道内の樹木は、洪水時に流れの支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上問題となります。また、河川巡視の際の視野も遮られ、河川管理上の支障になったり、ゴミの不法投棄の温床となっています。

このため、河川管理者により適宜伐採を続けていますが、コストもかかり、その処理に苦慮しているのが実態です。

そこで、公募により伐採希望者を募り、決定した方に指定した区画全ての樹木を自ら伐採していただき、その伐木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採・処分費用の縮減及び木材資源の有効利用を図っていくこととしました。

2. 対象箇所及び対象樹木

場所は以下に示す箇所を予定していますが、現地の状況等により変更する場合があります。

お一人につき応募区画は 1 区画とします。なお総区画数については応募状況や現地の状況により多少増減する可能性があります。

対象区画内の樹木は全て伐採していただきます。

区画内には、主にヤナギ等が繁茂しています。樹木の大きさなどは場所によって差がありますが、1 区画あたり高さ 3～5 m 程度、胸高直径 10 cm～20 cm 程度のものが 20～30 本程度を想定しています。

伐採箇所まで軽トラック（4 駆）程度の運搬車両の進入が可能です。

なお、対象区画内は下草も繁茂しております。伐採作業に支障となる場合は当選者自ら撤去していただきますようお願い致します。

[対象箇所] (別紙に位置図あり)

・徳島県板野郡上板町高瀬地先（高瀬橋下流の吉野川左岸河川敷）・・・10 区画

3. 伐採面積

伐採面積は、樹木の量により各区画毎に異なりますが、1 区画当たり約 400 m²～600 m²程度を予定しています。

4. 応募資格

徳島県内に住所を有するか、勤務先がある個人の方に限らせていただきます。また、伐採木を自家消費される方に限定させていただきます。

5. 伐採木の用途

自家消費の目的は特に問いませんが、燃焼やチップ化等にご利用いただき、不要分は在住の自治体の処分方法に従ってください。不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により処罰されます。

6. 応募方法

別紙「応募用紙」に必要事項を記載し、応募期限までに下記へ提出して下さい（郵送、FAX、メール、持参可）。

応募用紙は、徳島河川国道事務所河川管理課で入手いただけます。

また、同事務所のホームページ（<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/>）の応募フォームからも申し込

みできます。

応募者には簡単なアンケートをお願いしたく、別紙「アンケート用紙」に必要事項を記載し、応募用紙と併せて提出してください。

- ① 応募受付期間：平成 24 年 9 月 25 日（火）から平成 24 年 11 月 9 日（金）締切
持参の場合は、平日 9 時から 17 時までにお越しください。
郵送の場合は、11 月 9 日（金）の消印有効です。
- ② 受付場所：四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川管理課 「公募伐採」係
〒770-8554 徳島市上吉野町 3 丁目 35 番地
TEL 088-654-9266（直通） FAX 088-654-9267
E-mail tokusa52@skr.mlit.go.jp
※ 徳島河川国道事務所 HP の専用バナーからも応募できます

なお、応募状況により受付期間を変更する場合がありますので、ご了解下さい。

7. 応募者多数の場合の「当選者」の決定方法

応募者多数の場合は抽選をさせていただきますが、枝のお持ち帰りを希望される方を原則優先とします。

徳島河川国道事務所が抽選を行い、区画の割り当てを含めて公平に決定し、速やかに「当選者」に通知します。

なお、応募者が別の応募者と同世帯と判明した場合は、一世帯につき一区画とさせていただきます。抽選結果について不服申し立ては認めません。

「当選者」の方は、所定の手続きを完了させていただきますと「伐採資格者」となります。

8. 「当選者」から「伐採資格者」への手続き方法

公募期間終了後、速やかに「当選者」を決定し通知しますので、通知時に同封された別紙①「承認申請書」を指定された期日までに吉野川上板出張所（11. 問い合わせ先参照）へ持参してください。持参が困難な場合は吉野川上板出張所までご連絡ください。

なお、指定された期日までに提出が無い場合は、『伐採の意志無し』とみなし、他の応募者を当選者に決定します。

申請書を提出されてから、約 2 週間程度で「許可書」を発行しますので、吉野川上板出張所へ来所ください。「許可書」を受領した方が「伐採資格者」となります。

当方へ無連絡で「伐採資格者」が期間内に現場で伐採を実施されなかった場合は、次年度以降に応募されても無効とさせていただきます。

伐採の実施前には別紙②「着手届」を、伐採終了後は速やかに別紙③「完了届」を吉野川上板出張所に提出して下さい。

9. 伐採条件

次の条件に従って実施して下さい。

（1）実施内容、費用等の負担

伐採、搬出について要する費用、労力等は、全て伐採資格者の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。

なお、枝について持ち帰りを希望された方で枝を持ち帰らなかった場合は、次年度以降に応募されても無効とさせていただきます。枝とは樹木を構成する内の根及び幹を除く全ての部分（別図参照）です。

また、作業箇所の下草が伐採作業に支障となる場合は、伐採資格者自ら撤去していただきますよう、お願い致します。なお撤去作業方法については吉野川上板出張所にご相談ください。

(2) 自己責任及び第三者への危害の防止と賠償責任

作業に伴い発生した伐採資格者の事故・ケガについては、自己責任とします。

また、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他地区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一危害が発生したときは伐採資格者が賠償責任を負うものとします。

第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、徳島河川国道事務所河川管理課または吉野川上板出張所（11. 問い合わせ先参照）へ申し出て下さい。

(3) 伐採作業時期

平成 24 年 12 月 1 日～12 月 25 日を予定しております。

各自の区画について 4 週間程度の期間内に実施していただきます。

作業時間として、全日 9 時から 17 時とします。（土日祝日でも可能です。）

10. その他

- ・ 応募者・当選者・伐採資格者（以下、「応募者等」）は止むを得ない事由が発生した場合は、『11. お問い合わせ先』へご連絡頂ければ、取り下げの申し出が可能です。
- ・ 応募者等が、河川法に抵触する行為があった場合には、資格を取り消す場合があります。その際には徳島河川国道事務所及び吉野川上板出張所の指示に従ってください。また、それまでに要した費用等は自己負担とします。
- ・ 公募後に生じた事情により、公募手続の進行状況の如何に関わらず中止する場合があります。
- ・ 伐採された樹木については、当日搬出するようにお願いします。万が一盗難等の不利益が生じた場合も一切責任は負いませんので、ご了解下さい。

11. お問い合わせ先

(1) 申し込みから「伐採資格者」の決定までに関しては、以下までお問い合わせ下さい。

徳島河川国道事務所 河川管理課（申し込み先と同じ）

〒770-8554 徳島市上吉野町3丁目35番地

TEL 088-654-9266（直通） FAX 088-654-9267

※ 徳島河川国道事務所HP (<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/>) から受け付けます。

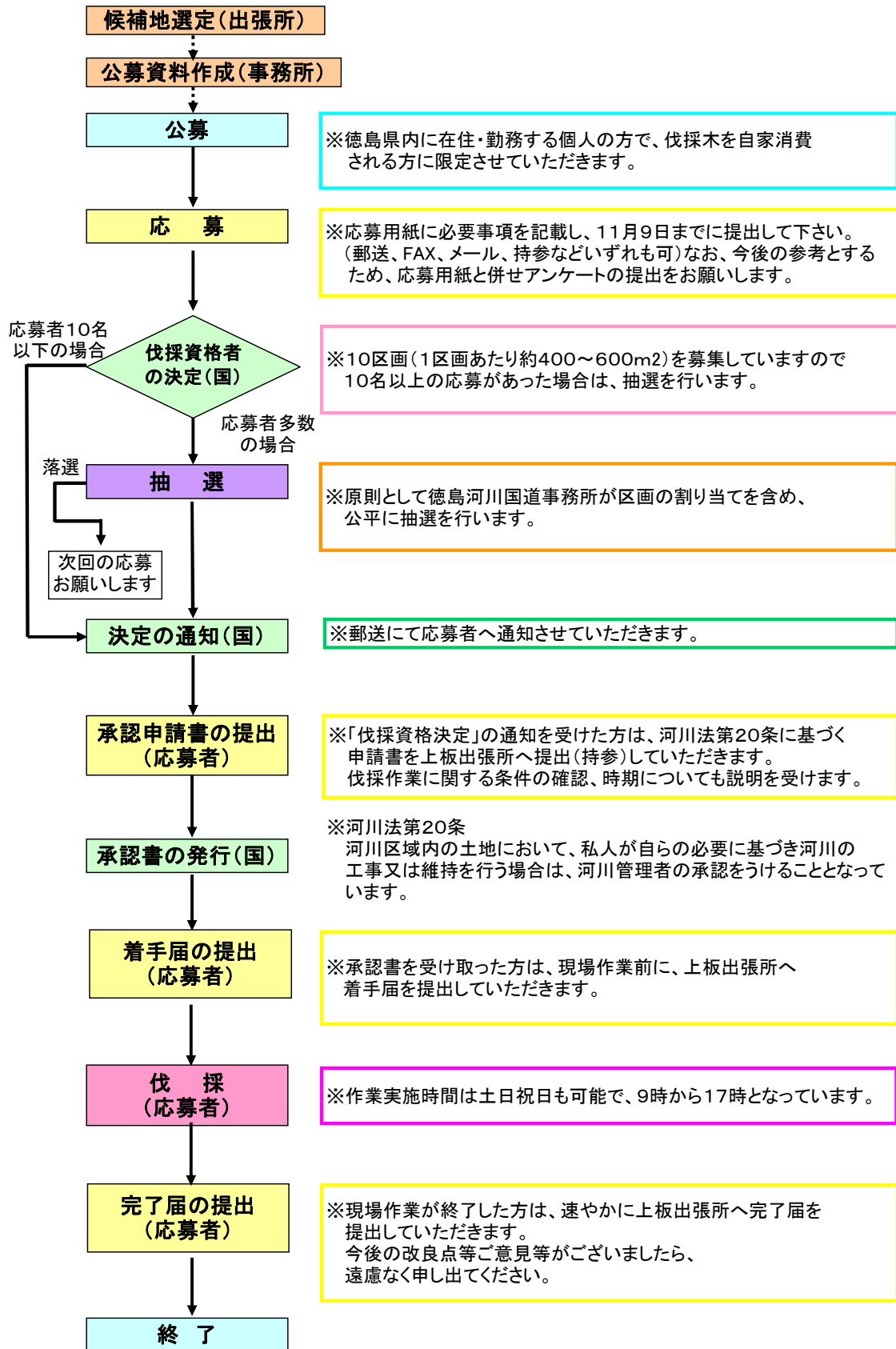
(2) 許可書の受領、着手届・完了届の提出は、以下までお問い合わせください。

吉野川上板出張所

〒771-1350 板野郡上板町瀬部字鳥屋 267-2

TEL 088-694-2531 FAX 088-694-2544

【河道内樹木伐採の公募について】



※徳島県内に在住・勤務する個人の方で、伐採木を自家消費される方に限定させていただきます。

※応募用紙に必要事項を記載し、11月9日までに提出して下さい。(郵送、FAX、メール、持参などいずれも可)なお、今後の参考とするため、応募用紙と併せアンケートの提出をお願いします。

※10区画(1区画あたり約400~600m²)を募集していますので10名以上の応募があった場合は、抽選を行います。

※原則として徳島河川国道事務所が区画の割り当てを含め、公平に抽選を行います。

※郵送にて応募者へ通知させていただきます。

※「伐採資格決定」の通知を受けた方は、河川法第20条に基づく申請書を上板出張所へ提出(持参)していただきます。伐採作業に関する条件の確認、時期についても説明を受けます。

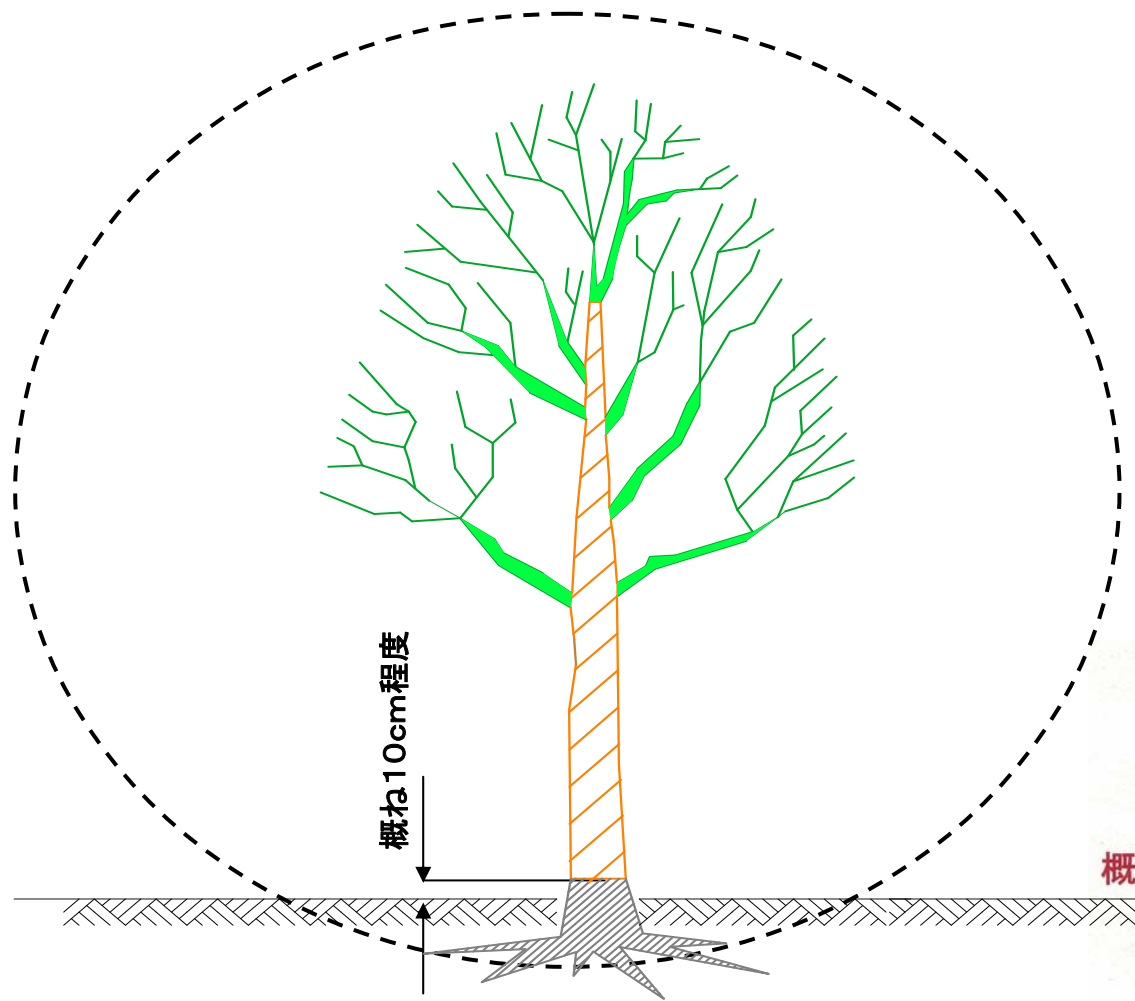
※河川法第20条
河川区域内の土地において、私人が自らの必要に基づき河川の工事又は維持を行う場合は、河川管理者の承認をうけることとなっています。

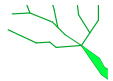


※承認書を受け取った方は、現場作業前に、上板出張所へ着手届を提出していただきます。

※作業実施時間は土日祝日も可能で、9時から17時となっています。

※現場作業が終了した方は、速やかに上板出張所へ完了届を提出していただきます。今後の改良点等ご意見等がございましたら、遠慮なく申し出てください。

- 【留意事項】**
- ①応募者はやむを得ない事由が発生した場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。
 - ②承認後においても、申請者に河川法に抵触する行為があった場合には、許可を取り消す場合があります。その際には原状回復等の処置を求める場合があります。また伐採のためにそれまでに生じた費用は申請者にご負担いただきます。
 - ③公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず中断する場合があります。



凡 例		
	: 枝	
	: 幹	
	: 根	

別図

No.

応募用紙

平成 年 月 日

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長 殿

【応募者】
住所 〒

氏名 _____ 印

TEL (携帯可)

FAX

E-mail

平成 24 年 9 月 24 日付けで公募されました、吉野川の河道内樹木伐採について
応募します。

記

1. 伐採木の使用目的
2. 枝の持ち帰り：(いずれか一つに○印をつけて下さい。)
 - ①全て持ち帰る
 - ②集積場所へ存置する
3. 現地の確認状況：(いずれか一つに○印をつけて下さい。)
 - ①確認済み
 - ②未確認

以上

吉野川の河道内伐採者公募に関するアンケート

※今回の公募に限らず、仮に今後公募が実施される場合も想定し可能な範囲でお答え下さい。

【記入者名： _____】

区 分	アンケート項目 (該当欄に○をつけてください)
Q 1	公募についてどのようにして知りましたか？ ①インターネット ②新聞記事 ③市町村広報 ④口コミ ⑤その他()
Q 2	応募の動機は何ですか？ ①材木が欲しい ②治水目的に協力したい ③環境を良くしたい ④その他()
Q 3	去年も応募されましたか？ ①はい ②いいえ
Q 4	伐木の利用目的はなにですか？ ①薪 ②建材 ③その他() 【例】家具などを作る
Q 5	実際に伐採作業を行うのはどなたですか？ ①自分・家族 ②専門業者に頼む ③その他()
Q 6	伐採はどのような方法で実施しますか？ ①チェーンソー ②ノコギリ ③おの ④その他()
Q 7	運搬手段はなにですか？ ①軽トラック ②2tトラック ③4tトラック ④その他()
Q 8	伐木の量はどのくらいが適当ですか？ ①伐木の量として軽トラック()台くらい ②()くらい ③いくらでも
Q 9	対象樹木として希望する樹種は？ ①ヤナギ ②カシ ③()を希望する ④何でも良い
Q 10	上記Q8のように答えられた理由は何ですか？ ()
Q 11	対象樹木の幹の大きさは、どの程度が適当ですか？ ①5cm程度 ②10cm程度 ③20cm程度 ④()程度
Q 12	伐採時期はいつ頃が適当ですか？ ①()月頃 ②いつでも良い
Q 13	今後も応募しますか？ ①応募する ②条件次第 ③分からない
Q 14	他の伐採希望地が御座いましたら記入して下さい。次年度の参考とさせていただきます。 (その他ご意見が有りましたら何でもご自由にお書き下さい。) 意見:

承認申請書

平成 年 月 日

四国地方整備局長 殿

申請者
住所
氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

下記のとおり、河道内の樹木を伐採したいので、河川法20条の承認を申請します。

- 河川の名称 吉野川水系 吉野川
- 伐木の使用目的 _____
- 場所 徳島県板野郡上板町高瀬地先
国土交通省 距離標 左岸 17k/800付近
- 作業内容 指定された範囲内全ての樹木伐採
(①枝処理含む ・ ②枝は集積場所へ存置)
- 作業の実施方法 (使用する資機材等) _____
- 作業期間 許可の日から平成 年 月 日 (9時～17時)

申請・実施にあたっての条件

- 作業に伴い自己及び第三者に生じた障害、損害については申請者の負担とする。
- 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
- 河川管理施設を損傷しないように注意し、損傷した場合には指示に伴い原形復旧する。
- 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
- ゴミ等は出さないものとし、使用後の片付け、清掃は入念に行い河川美化に努める。
- 枝を引き取らない場合は出張所の指示に従い一箇所に集積する。
- 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らない。
- 指定された以外の樹木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
- 承認以降の取り消し
伐採準備あるいは着手後においても、申請者に河川法に抵触する行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は申請者が負担する。

着 手 届

平成 年 月 日

四国地方整備局
徳島河川国道事務所 殿

申請者 住 所
氏 名
連絡先

平成24年 月 日付け、国四整徳河占第 号による吉野川の
河道内伐採を下記のとおり着手するので届けます。

記

- 着手予定年月日 平成24年12月〇〇日
- 完了予定年月日 平成24年 月 日
- 施行箇所 徳島県板野郡上板町高瀬地先
左岸 国土交通省距離標 17k/8付近
- 許可工期 平成24年 月 日から
平成24年 月 日まで

完 了 届

平成 年 月 日

四 国 地 方 整 備 局
徳島河川国道事務所長 殿

住 所

氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け、国四整徳河占 第 号許可による、

工事を完了したのでお届けします。

記

- 1) 完 了 年 月 日 平成 年 月 日
- 2) 工 事 場 所 徳島県 地先
岸 国土交通省距離標 附近
- 3) 工 事 施 工 方 法 申請書記載のとおり
- 4) 許 可 工 期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 5) 添 付 書 類
 - ・ 位置図
 - ・ 平面図
 - ・ 写 真 (完 了)
 - ・ 許可書写し